

第7号議案	社会資本整備総合交付金事業(通常砂防)	着工年度	平成14年度
	あがつまがわしせん いしがたざわ ひがしあがつままち 吾妻川支川 石形沢 東吾妻町	評価理由	10年継続

1. 事業の目的

本川流域は、急峻かつ浸食が激しく、山腹には崩壊箇所も多く見られ、地質は火山噴出物の砂礫で軟弱な地形を有しており、平成13年8月の豪雨の際には、土砂が流出する被害が発生している。

下流には、人家11戸、国道406号があり、土石流の発生により地域住民の生活に多大な影響を与えるため、早急な砂防施設の整備が必要である。



事業位置
東吾妻町



荒廃状況



被害状況(平成13年8月)



2. 事業概要と進捗状況

事業概要

事業場所	あがつまぐんひがしあがつままち 吾妻郡東吾妻町		
区分	今回	H17年 計画変更時	事業当初
全体事業費	295百万円	295百万円	295百万円
全体事業費増減の理由		事業期間の延長	
事業期間	H14~H24	H14~H24	H14~H18
事業内容	砂防堰堤工 1基 溪流保全工 L=520m	砂防堰堤工 1基 溪流保全工 L=520m	砂防堰堤工 1基 溪流保全工 L=520m

事業経緯

進捗状況

年度	主な経緯	現在の進捗状況 (進捗率) (H22年度末時点)	
H14	事業着工	事業費	209百万円 (70.8%)
H15	堰堤工 用地買収着手		
H20	堰堤工事完成	用地買収	8,809m ² (100.0%)
H22	溪流保全工 用地買収着手完了 工事着手	計画延長	砂防堰堤 1基 (100.0%) 溪流保全工 L=70m (13.5%)

3. 事業の目的・必要性に変化はあるのか？

石形沢には、下流域に保全人家11戸及び国道406号がある。平成20年度に堰堤が完成したが、上流域には未だ不安定土砂が多く堆積しており、再度災害を防止するためにも、継続して渓流保全工を整備する必要がある。

堰堤下流荒廃状況



保全人家



被災状況(H13.8)



4. 目的を達成するための事業(手段)は適切か？

石形沢は、堰堤が完成したことにより、一定の土砂の流出を防止しているが、堰堤から下流部も土砂流出の危険性があり、渓流保全工を整備することで溪岸の浸食を防止し、下流域の人家11戸及び国道406号の保全を図れることから、事業の効果は大きい。

堰堤工 完成



費用便益分析

		前回再評価時		今回再評価時		備考	便益説明
算出根拠マニュアル		土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)		土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)			
基準年		平成13年		平成22年			
区分	項目	現在価値	構成比	現在価値	構成比		
費用 (千円)	工事費	270,213	100%	325,760	100%		
	維持管理費						
費用合計 (C)		270,213		325,760			
便益 (千円)	人的被害軽減額	299,722	50.0%	277,491	41.1%		被害区域内の人命を保護する効果 人家11戸
	一般資産被害軽減額	245,737	41.0%	326,970	48.4%		被害区域内の家屋・家庭用品等に係る被害を軽減する効果 人家11戸
	農作物被害軽減額	3,021	0.5%	3,513	0.5%		被害区域内の農業生産に係る被害を軽減する効果 耕地3ha(米)
	公共公益施設等被害軽減額	51,365	8.5%	67,719	10.0%		被害区域内の公共公益施設等に係る被害を軽減する効果 国道200m、町道800m
便益合計 (B)		599,845		675,693			
費用対効果分析 (B/C)		2.22		2.07			

5. 事業が長期間要している理由は？

【 元々が長期計画

不測の事態により長期化】

- ・本事業は、砂防堰堤と溪流保全工L=520mを整備するため、計画規模が大きく、また、堰堤箇所の用地が公図混乱地域であったため、関係地権者間の調整や公図修正の手続きに約1年の不測の期間を要した。
- ・下流側、約350m間の溪流保全工の計画位置は、元々河川の形態が無く、バイパス河川として新たに整備を行う計画のため、用地買収や工作物移転に時間を要したこと、また、水田地帯の間を通るため、水田耕作期間中は工事が出来ないことなどが長期化する要因となった。



6. 事業の対応方針は？

事業継続

事業中止

変更なし ・ 事業計画の変更 ・ スケジュールの変更

- ・本事業は、下流域の人家・国道等を土砂災害から保全することを目的としており、現在までに堰堤が完成している。
- ・当該地区が過去に土石流による被災を受けている経緯から、その必要性、事業効果、効率性は現時点においても非常に高く、人命や財産保護の観点から必要不可欠である。
- ・用地買収に時間を要したことにより、平成17年度に事業期間を延長したところであるが、平成22年度までに全ての用地買収が完了したことから、重点的な予算付けを行い、残りの溪流保全工を平成24年度までに完成させたい。